

# 令和4年度豊橋市介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金Q&A

## 1. 対象経費について

### ○緊急雇用にかかる費用について

人材募集の広告費用は対象か。	職員の感染等による人材不足に伴う緊急雇用に係る費用であれば対象です。（実際に作成した広告を提出いただき、内容を確認させていただく場合があります。）
----------------	---

### ○割増賃金・手当について

割増賃金・手当とは、どのようなものが対象か。	感染者の発生や濃厚接触者への対応により生じた追加的業務に係る労働の対償として法人が支払う職員の割増賃金や手当が補助対象です。よって、追加的業務に従事していない職員に対して支払った金額は対象になりません。 ※全職員に対して一律に支払った慰労金は対象となりません。また、 <u>どのような条件で割増賃金・手当を支払ったのか、給与規程等で定められているものを対象</u> とします。（給与規程等を提出いただき、内容を確認させていただく場合があります。）
割増賃金・手当の支払いが翌月だが（支払い前）、申請可能か。	申請マニュアル4ページに記載があるように、支払いが完了してから申請してください。
職員一人が濃厚接触者となり出勤停止となった。当該職員の代わりに業務を行った職員の時間外手当は補助対象か。	濃厚接触者となった職員を要件とする場合は、複数名が濃厚接触者である必要があるため、この場合は補助対象となりません（2名以上は対象）。

### ○職業紹介料について

職業紹介料とは、どのようなものが対象か。	契約書や請求書等において、役務の内容、契約金額（紹介手数料）やその計算方法、契約期間が確認できるものを対象とします。（契約書等を提出いただき、内容を確認させていただく場合があります。）
----------------------	--

### ○損害賠償保険の加入費用について

損害賠償保険の加入費用とは何か。	感染者の発生等に対応するため介護人材を緊急雇用した場合に、当該者によるサービス提供時の事故等に対する損害賠償保険を想定しています。
------------------	---

### ○介護サービス事業所・施設等の消毒・清掃費用について

介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用とは、どのような経費が対象となるのか。	対象事業所・施設等において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するもの（予防するもの）は補助対象外となります。 <例> 清掃業務の委託費用、対象事業所・施設等となった要因が解消されるまでの間に係る事業所・施設等の消毒・清掃に必要な使い捨ての用品の購入費用 ※要因解消以降にも使用できるもの、陽性者等が直接触れていない場所の清掃は対象外です。（消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なゴミ箱、エアコンフィルターの清掃費など）
介護サービス事業所・施設等の消毒を委託した場合、どのような消毒方法でも対象となるのか。	「厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ」において新型コロナウイルスに対して有効と示されている消毒方法を対象とします。（空間噴霧は有効性や安全性が確認できていないため、対象外とします。）

○感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

あらかじめ購入しておいた衛生用品に係る費用は対象か。	対象外です。
法人の在庫で十分に対応でき、その後も不足がない場合は対象外か。	当該感染者又は濃厚接触者の発生等において、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、事業所・施設等で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定しています。よって、十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象とはなりません。
「衛生用品」とはどのようなものか。	その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具や消毒用品です。 体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは補助対象外となります。
法人としてまとめて購入しており、支払いが翌月であるが、申請可能か（支払い前）。	申請マニュアル4ページに記載があるように、支払いが完了してから申請してください。
法人で衛生用品をまとめて購入し、感染者等が発生した各事業所に配布する形でもよいか。	同時期に複数の事業所で感染者が発生した場合など、当該事業所・施設等における新型コロナウイルス感染者の発生等との関係が確認できるのであれば、按分が可能です。一括購入した契約書（発注書）及び領収書を保管し、各事業所で使用した個数と金額がわかるようにしてください。
使い捨ての食器、使い捨てのエプロンは補助対象か。	補助対象です。

○一定の要件に該当する自費検査費用について

あらかじめ購入しておいたPCR検査キットや抗原検査キットにより検査を行った場合、検査キットの購入経費は対象となるか。	原則は、国実施要綱別添1の要件を満たした後に購入した検査キットを対象としています。しかし、検査キットが入手困難である現状を鑑み、あらかじめ購入しておいた検査キットにより検査を行った場合は、使用した分の購入経費のみ補助対象とします。ただし、購入した検査キットの契約書や納品書（請求書）など購入日・金額がわかるもの、検査キットを使用した日・個数・理由、検査結果がわかるものを保管・作成するようにしてください（提出を求める場合があります）。
--	---

○感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用について

施設内療養期間の基準について。	施設内療養期間については、国の通知に基づき原則以下の考え方を基準としてください。 <b>【有症状の方】</b> ・令和4年9月30日以前に発症した方については、療養開始日は発症日、療養終了日は本市保健所の療養解除日とします。 ・令和4年10月1日以降に発症した方については、発症日から起算して原則10日間とします。 <b>【無症状（無症状病原体保有者）の方】</b> ・陽性確定に係る検体採取日が令和4年12月31日以前の方については、療養開始日は陽性確定日（陽性判明日）、療養終了日は本市保健所の療養解除日。 ・陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の方については、陽性確定に係る検体採取日から起算して7日間。 ※ただし、療養期間については例外も想定されるため、個別に判断させていただく場合があります。 ※上記期間を超えて施設内療養を実施した場合は、施設内療養の内容（施設内療養者の症状等、医師の指示、保健所の指示）がわかる資料を提出いただく場合があります。市から求めがあった場合に提出できるよう保管しておいてください。
濃厚接触者となった利用者を療養させたが、補助対象となるか。	施設内療養に要する費用に対する補助は、陽性者の療養を対象としているため、濃厚接触者の療養は補助対象になりません（検査で陽性が確定すれば補助対象です）。

## 2. 基準単価について

令和3年度に感染者が発生したため、補助上限額まで補助金の交付を受けたが、令和4年度においても感染者が発生した。この場合は、補助を受けられないか。	令和4年度経費として補助上限額まで申請可能です。 例えば、令和3年度と令和4年度において、感染者が発生した事業所が補助上限額380万円の場合、令和3年度経費として380万円まで、令和4年度経費として380万円まで申請可能です。
補助上限額の範囲内であれば、複数回に分けて申請可能か。	補助上限額の範囲内であれば複数回申請可能ですが、申請マニュアル4ページに記載があるように、施設内の感染が終息してから申請してください。また、支払い事務円滑化のため、申請は極力1回に集約するようご協力をお願いします（感染終息後に1回申請し、その後新たな感染が発生した場合などを除きます）。

## 3. 申請時期について

終息後いつまでに申請すればよいか（目安はあるか）。	予算の範囲内での執行となるため、感染状況が終息後（額の確定後）、遅滞なく申請してください。また、感染者の発生等補助の要件に該当～終息までの期間別に、申請期限を設けておりますので、 <u>長寿介護課のホームページにてご確認ください。</u>
法人内の複数の事業所で感染者が発生しており、終息の時期も異なる場合、令和5年3月31日までにまとめて申請することは可能か。	まとめて申請いただくことも可能ですが、予算の範囲内での執行となるため、終息後（額の確定後）遅滞なく申請してください。また、感染者の発生等補助の要件に該当～終息までの期間別に、申請期限を設けておりますので、 <u>原則指定の期限までに申請してください。</u>

## 4. その他

対象経費内訳詳細の様式における「内容・積算」の欄に書ききれない場合はどうすればよいか。	「内容・積算」の欄に「別紙のとおり」と記載の上、任意の様式に内訳を記載し、申請書と併せて提出してください。
補助対象となる経費の対象期間は具体的にいつからいつまでを指すのか。	申請マニュアル4ページに記載があるように、陽性者の発生等、補助の要件に該当した日から事業所・施設内の感染等が終息した日までの期間に追加的に発生した経費が対象です。したがって、終息後に発生した経費や平時の感染対策のために購入した衛生用品等に係る経費（感染を終息させる上で在庫の不足が見込まれるために購入したものが対象）等は対象外ですのでご注意ください（適宜購入量や購入日が確認できる領収証等を確認させていただく場合があります）。